

平成29年 第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日 時 平成29年2月21日  
午前10時00分  
場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議長 上田 昌孝  
副議長 熊田 司

会議に出席した議員（10名）

1番議員 小野 章二	2番議員 中野 睦子
3番議員 福本 巧	4番議員 先田 正一
5番議員 上田 昌孝	6番議員 蛭子 智彦
7番議員 谷口 博文	8番議員 原口 育大
9番議員 廣内 孝次	10番議員 熊田 司

会議に欠席した議員（0名）

なし

管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
副 管 理 者	洲 本 市 長	竹 内 通 弘
会 計 管 理 者	南あわじ市会計管理者	堤 省 司
事 務 局 長	南あわじ市環境課長	北 口 力
事 務 局 次 長	洲本市環境整備課長	中 田 博 文
事 務 局 参 事		中 川 勝 喜
事 務 局 課 長		山 田 孝 文

事務局長　みなさん、おはようございます。ただ今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。それでは、上田議長よろしくお願い致します。

議長　おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。本日平成29年2月21日、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては公私何かとお忙しい中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。本定例会は新年度予算を審議する大変重要な会議でございます。諸案件につきましては後刻管理者から説明がありますが、議員各位におかれましては慎重なるご審議のうえ、適切妥当な結論をいただきますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、開会のご挨拶と致します。

それでは、管理者のご挨拶を伺うことといたします。管理者守本憲弘南あわじ市長。

管理者　はい、議長。おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。この度、中田前市長の後任として南あわじ市政を担うことになりました南あわじ市長の守本憲弘でございます。そして同時にこの洲本市・南あわじ市衛生事務組合の管理者の職を担わせていただくことになりました。皆様のご協力のもとで運営に万全を図って参りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。特にこの生活の静脈部分、目立たないですけど静脈が機能しないと全体に血の循環が巡っていかないということで、大変重要な部分だと認識しておりますので、私も力を入れていきたいと思っております。

先程の上田議長の繰り返しになりますけれども、本日は平成29年第1回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、定刻までにお集まりいただきましたこと、大変ありがとうございます。

本日ご提案申し上げ審議いただきます案件は、先日ご送付申し上げます平成29年度の一般会計予算でございます。何卒慎重かつ適切にご審議を賜りまして、妥当な結論に至っていただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。本日は南あわじ市長に就任されました守本憲弘市長をお迎えしての初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者及び事務局職員を紹介いたします。

洲本市議員より紹介をいたします。小野章二議員、中野睦子議員、福本巧議員、先田正一議員。続きまして南あわじ市議員を紹介いたします。蛭子智彦議員、谷口博文議員、原口育大議員、廣内孝次議員、熊田司議員、以上で議員の紹介を終わります。次に管理者南あわじ市長守本憲弘君、副管理者洲本市長竹内通弘君、会計管理者南あわじ市会計管理者堤省司君、事務局長南あわじ市環境課長北口力君、事務局次長洲本市環境整備課長中田博文君、事務局参事中西川勝喜君、事務局課長山田孝文君、事務局係長中西信行君、事務職員古川剛康君。以上で紹介を終わります。

それではただ今から平成29年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事務局次長 はい、報告いたします。ただ今の議員の出席状況は出席10名であります。当組合の議員定数は10名であり、地方自治法第113条に規定する定足数に達しております。

議 長 ただ今事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立致しました。

本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長 はい、議長。それでは朗読いたします。平成29年第1回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程。平成29年2月21日。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成29年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合 一般会計予算について

以上でございます。

議 長 それでは、ただ今から議事に入りたいと思います。日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。3番福本巧議員、8番原口育大議

員、この兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって今期定例会は本日1日と決定いたしました。

続きまして、議案の審議に入る前に谷口議員、蛭子議員より一般質問発言通告書の提出がありましたので、これを許可することと致します。なお、一般質問については議員協議会で決定致しております。一般質問に関する申し合わせ事項に基づいて行うことといたします。しばらくお待ちください。

議 長 それでは、一般質問を行います。谷口博文議員。

7 番 議 員 おはようございます。米国のトランプ大統領政権が誕生して30日、様々な大統領令を発令されて、私が心配しているのは環境を司る長官に非常に真逆のお考えを持った方が任命されておると。隣国の中国を見ても北京の大気汚染等、世界の経済大国の米中が世界環境に厳しい世界情勢下になってきておるといような認識を私は持っています。民主党政権下において鳩山政権時代にCO2を25%削減というような施策を展開し、日本は非常に環境問題に対して先進国の中でも有数の環境対策ができていた国であるという思いがあるわけですが、我が国においてCO2を25%削減といっても、世界から見たら1%程度の削減効果しかないという思いで、このやまなみ苑にしてもそういうような環境対策を十分にした上でそういう運営ができておると、そういうような思いがあるわけです。それで守本市政が誕生してまだ1週間ですが、守本市長共々、そういう環境対策に対して共通認識を持つために今回質問をさせていただきわけですが、守本市長は中田市政から大きな宿題、火葬場の建設等々の宿題を課せられていると思っております。これは関係ない話ですけど、市長は市民と対話を優先すると言っていますが、やはり私はこういう焼却場であったり火葬場というのは当然必要な施設ですよ、市長。市長も当然東北の復興に行っていて、私も東北に何度か視察に行った段階で超法規的な施策とい

うか、津波被害で2万人弱の方々が犠牲になられたご遺体を仮埋葬したような段階でまた掘り起こしてしっかりと火葬したと、ある自治体ではそのようなことをされておると聞いているわけです。こういう施設は、管理者、必ず必要なんです。対話はするんですけど、継続というかしっかりと取り組んでいただきたいという思いがあるわけです。

それと、民主党政権下において私びっくりしたのが、ああいう数百年、数千年に1回の大災害において、超法規的な施策をとってガレキの処分等をしっかりとやるべきだったのではなかろうかと。聞くところによるとごみの搬入でも、貨物で大阪が受け入れる、北九州が受け入れる、そんなことをしながら国民の税負担は26兆円ぐらいの復興予算で、まだその上に乗っていると思うんですよね。一人千円でしたか。そういうような税負担をして復興予算に充填するというような施策展開もしておったと思うんですが、その辺はよしとして、今から市長、このやまなみ苑の施設の今後の経過について市長と共通認識を持って取り組んでいきたいという思いがあって質問させていただくわけです。平成7年にこのやまなみ苑は建設されたと思うんです。当時洲本市さんと緑町がごみの処理施設はこのやまなみ苑で、し尿処理は洲本市さんで、ということでされたと思うんですけど、その辺の当初の建設費の費用負担の案分についてお尋ね致します。

議 長 事務局。

事務局 参事 はい。この件については、谷口議員はその当時居られたのもう熟知しておられると思うんですが、管理者も代わり、議員も代わったということでそういった経緯については分からないということで質問をされたものと理解しております。このやまなみ苑は、昭和46年に組合を設立して、当時の旧洲本市と緑町で2年かけて建設し、昭和48年から平成6年度まで現在の施設の隣で、今の施設よりも小さな規模でしておりました。その後、先程言われましたように平成7年にこの施設になりまして、当時の建設費が45億8千万程度で建設しております。これはほぼ建物に係る経費でございました。その後平成の大合併ということで、平成17年に南あわじ市が4町合併し、翌18年に洲本市が五色町と合併し、ここの処理区域については、旧洲本市と旧緑町でやっていたわけですが、平成18年の4月から五色町分もこのやまなみ苑の処理区域となりました。その

後平成23年頃から南あわじ市清掃センターが老朽化してきたということで、そこを更新して続けるか、やまなみ苑に統合するかで議論があり、当時平成23年の8月に両市の財務部長と県の市町振興課が入って色々と協議をした結果、容量的にもいけるということでこのやまなみ苑で、という方が両市にとって経済的にもプラスになるということで基本的な合意が得られました。ここの地元であります川向地区につきましても、その年の10月に同意を頂きました。その後南あわじ市長と洲本市長の間で平成23年の11月に確認書が交わされたということでございます。先程谷口議員がおっしゃったこの統合時の経費負担の関係でございますが、まず考え方として45億円程度で建築しているわけですけれども、当時18年経過しているということで、両財務部長と県が入った中でこの残存価格を約7億2千万円弱と出しました。国調基準で負担割合を決めておりましたので、それに基づいてそれぞれ洲本市の持ち分、緑町の持ち分の残存価格を計算しました。それからごみの量が一気に増えますので、ここの基幹整備ということでそれを回収するための割合について、両市の人口割であったので国調人口割で洲本市と緑町の割合を決めて精算した中で行いました。どうしても洲本市の方が人口が多いので残存価格の持ち分が多かったということで、南あわじ市の方が負担が大きかったということでございます。そういったことで色々話ありましたけれども、そういう経過の中で現在に至っておるということでございます。

最後に一言申し上げておきたいと思うんですけれども、今施設の運営方針というのを掲げておりますので、その中で見てもらいたいと思うんですけれども、全体的に合併したことによって両市が。

7 番 議 員      もういいです。

議                      長      谷口議員。

7 番 議 員      こういう施設というのは、地元調整が一番重要やと思うんです。緑町の川向地区にも調整していただいて、火葬場の建設も地元調整もしっかりしていただいて、それと先程も説明ありましたように、旧町ごとに焼却施設はあったんです。昔はし尿処理も海洋でやっていたんです。今は綺麗になったら反対に漁業地がなくなっているということもあって、私はどこまでそういうことをしたらいいのかという思いがあるんですけど、一番肝心なのは建設予定地の地元協

力というのは非常に肝心だと、その辺に対する協力金的なものを支出するのをとやかく言っているのではないんです。焼却場でも昔あったものを統合しながら、確か八木の清掃センターは62～63年に建設していたんですね、それでここが平成7年。こちらの方が新しいから、協議してそういう経過になっていると思うんですよね。それはそれで結構なんです。ただ、私が一つだけ問題にしたいのは、今更過去のことを検証するのではないですけど、五色町がここにごみを持ってきたときに、負担金について前の濱田副市長はこの大規模な改修がなかったから負担金の持ち込みはなかったというように答弁されていますので、旧の3町、西淡・南淡・三原の処理施設が八木にあったわけですね、八木から持ち込むときはそういうような費用負担を南あわじ市がしたと。それで私が一番心配しておるのは、八木で雇用しておいた職員の受け皿をしっかりと管理者、12名ほど居た職員、2名程シルバーだったので辞めて残り10名は南あわじ市の方で、ここでも何名かみてもらって雇用の受け皿として、してもらっています。その辺をしっかりとね、管理者にはそういう八木が閉鎖されてこっちに来て、10名八木で勤務されていた方々は南あわじ市の方で何か所か割って受けているんです。その辺を、管理者にはそういう認識を持っていただきたいという思いがありますので、管理者、特にこれだけはよろしくお願ひしたい。

それともう1点、共通認識として、西淡方面から来る方々がこちらに進入するときにはどうもこの進入道路の鋭角になっていて、洲本市の方から来る場合は進入しやすいんですけど、ここから出る道路の幅員の確保をしていただきたいという思いがあって、前回にも質問させていただいたんですが、地権者との用地交渉が困難だと。ここが南あわじ市の市道になっているのでこの費用負担を南あわじ市の方がしなければならないという、そういう認識なんです、私はこのやまなみ苑の進入道路の用地代ぐらいはこのやまなみ苑が出してでもやるべきだと。八木とここが統合した成果として4千万ぐらいの経費削減がなされておると。それで竹内市長の英断で負担金も半々にしてもらっています。広域消防なんかでは三三六七で、消防であれば南あわじ市の方が一番お金を出しているのですが、この場合は洲本市さんの竹内市長の前の答弁で、これは半々でも構わないということで、私は非常に素晴らしいと思いました。ただ、進入道路の確保だけはぜひしていただきたいという思いがあるんですが、これはどうですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 今、谷口議員から進入道路の話がありました。前回は話ありまして、前回の時には市道でありますということで、従来やまなみ苑の進入道路であればやまなみ苑で対処するところですが、写真ございます。この県道からT字路になっており、確かに鋭角になっているということで、南あわじ市の建設課と協議させていただいて、ここに大きな木があつて、これが視界を妨げているということで、この大きな木を伐採しております。なおかつ道路の線形が鋭角になっておりますので、市道ということで建設課と用地交渉に行ったのですが、単価が合わないということなので、今後この議会で協議するよりも事務方の方でまずお話をさせていただいて、ただ今言えることはあくまでも市道で縦貫の側道までつながっております、やまなみ苑専用の道路ではございませんので、その辺を含めた中で両市の担当部局でお話したいと思っております。以上でございます。

7 番 議員 議長。

議長 長 谷口議員。

7 番 議員 要は、進入道路なので安全に、まだこれから将来的にも、これ建設してから20年でしょ。もう20～30年使わないといけないので、やはりこの進入道路の拡幅はしっかりと進めていただきたい。それと市民は火葬場にしても焼却場にしても、これは絶対に必要な施設です。そういう施設を地元迷惑施設とかということで、やはり地元の協力なくしてできない。火葬場にしてもごみの焼却場にしても、用地取得が一番肝心なのです。そこらをしっかりと管理者にもそういう認識を持っていただきたいのと、そういう施設を今から20年～30年使う、それだけの車の進入があつて事故防止というか標識なり進入道路を確保して、今後のやまなみ苑の運営に期待しておるので、これ以上言いませんが、単価が合わないとか言いますが、これは洲本市さんにもちょっとお金を出してもらって、それぐらい関わることはしれてるんです。木とか切っているので、市の買い上げ単価が㎡あたり5千円とかではそれは売ってもらえない。そこらは事務局の方でもうちょっと、買うといつてもしれたもので

す。それだけは確約というか全力で用地交渉に取り組んでいただいて、進入道路の整備を切に要望しまして、今回はこれで質問を終わります。

事務参事 はい、議長。

議長 事務局。

事務参事 その件についてですけれども、参考ですけれども、決して地権者とは縁が切れたわけではございません。実は地籍調査をやりまして、登記がひっくり返っておったり色々ありまして、登記処理の事務に取りかかっております。相手方の人もそれに喜んでいただけまして、今まで動いてくれなかったのが、ようやく動いてくれたということで前向きな話で、用地の話も含めて看板とか暫定的な処理で安全面も確保していくということで一生懸命やっていきたいというふうに思いますので、またご理解の程よろしくお願い致したいと思っております。

議長 谷口議員の一般質問が終わりました。続いて蛭子議員の発言を許可致します。

6番議員 はい、議長。

議長 蛭子議員。

6番議員 それでは、続きまして一般質問を行います。私のテーマはリサイクル率の向上ということで、一貫してこの課題を申し上げている流れの中でのお話でございます。まず最初のお尋ねを致しますが、兵庫県下で最もリサイクル率の高い事務組合なり市町村はどうなっていますか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 兵庫県下でのリサイクル率の高い市町村・組合ですが、一番高いのが市川町で60.6%でございます。それから2番目が神河町60.

4%で、この2つの町は事務組合で運営しております。3番目が宝塚市の31.4%で4番目が新温泉町の30.6%でございます。以上でございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 そうした高いリサイクル率はどのような事業の中で行われておるわけですか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 先程申しました市川町と神河町は中播北部行政事務組合ということで中播北部クリーンセンターでRDF、いわゆる固形燃料化をして再資源化を行っております。直接の焼却はないと聞いております。それから宝塚市につきましては生ごみの堆肥化、木のごみをチップにして資源化をしているということでございます。4番目の新温泉町は焼却残渣をセメント原料にしまして再利用しているというように伺っております。以上でございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 そうしましたら、全国ではどのようになっていますか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 全国でのリサイクル率の順位ですが、鹿児島県の大崎町81.9%です。2番目が徳島県の上勝町で77.2%でございます。3番目が鹿児島県の志布志市76.1%でございます。以上でございます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 それぞれ何らかの事業による効果と思われるわけですが、その事業の内容について説明いただけますか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 一番上の大崎町につきましては、焼却施設がなく、平成17年から28分別の資源化をしていると。それと環境衛生協力員が分別指導し、再利用できないごみは埋立処分していくというように伺っております。2番目の上勝町につきましては平成15年に初めてゼロウェイスト宣言、ごみを出さないと宣言されており、34分別ということで、焼却処理については外部に委託しているということでございます。3番目の志布志市については、ごみ袋に排出者の名前を書くということを伺っております。それから、協力員が分別指導、環境パトロールの強化、埋立処分等を行っているというふうに伺っております。以上です。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 それぞれ分別というのはどこもやっているわけですよね。リサイクル率の高いところの特徴というのは、生ごみの資源化をする、全てのごみをリサイクルするということは、結局再資源化することによって、その最も大きなネックとなるのは生ごみであるというふうになっておると思います。大崎町にしても、上勝町、志布志市にしても、生ごみについての処理というのは特徴的なのではないですか。今3つの自治体が紹介されたわけですが、福岡県の大木町、ここも非常にリサイクル率が高く、61%程度のリサイクル率を誇っていると。ここでも生ごみの堆肥化を図ったり、生ごみでメタンガスを取り出したり、そこから出る液を肥料に活用したりというふうなことをしている。そういうふうなことによる結果がこうした高いリサ

イクル率を生んでいるのではないかと理解しておるわけですが、その点どのようなご見解をお持ちですか。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 ごみの減量化につきましては、各自治体取り組んでいるところだと思います。洲本市さんと南あわじ市で、生ごみ処理機の補助金制度というのが共通しております。ご質問とちょっと逸れるかもしれませんが、ごみのカレンダーでの周知であったり粗大ごみの有料化ということで共通した取り組みを行っております。

6 番 議員 はい、議長。

議長 蛭子議員。

6 番 議員 ちょっと事務局の方では調べが届いてないと思いますので、また調べていただいてね、実質どうなっているかもう少し調査、研究していただきたいと思います。生ごみの処理がリサイクル率の向上にとって最も有効であると。リサイクル率を向上させようと思えば、生ごみの処理をどうしていくのか。資源化をしなければ、絶対と言っていい程リサイクル率は向上していかない、このことを指摘しておきます。今、大きく分けて3つぐらい生ごみの処理の方法があるのかなと思っているんですね。1つはRDFという、固形燃料にするというやり方。それからもう一つは生ごみについての資源化の中で堆肥、あるいはバイオマスエネルギーを取り出して活用する。もう一つは燃やすんですけど、燃やしたものを発電に使うという大きなプラントができています。近くでは松山で大きなプラントが動いているそうです。これは発電をするわけですから、ごみの再利用でのリサイクル率が上がってくる。ただ、その場合は燃やし続けなければいけないので、大量の生ごみが必要になってくるということになります。焼却ということがプラスなのかマイナスなのか、という評価があるようです。それとプラントに必要な経費、コストが高いものになってくるというように考えています。小さな町、財政規模の小さいところは、先程紹介がありましたように、温泉町であったり上勝町、市川町のような小さな町はそうした大きなプラントを作るの

ではなくて、堆肥化を図る、RDF化を図るということで対応しようという特徴があるのかなど。色々分類の仕方、方策は色々あるという中でどれを選んでいくか、というのはまさにそれぞれの自治体の置かれている条件によって変わってくるということです。今やまなみ苑が造られてから20年経って老朽化してくるというのが色々問題になってきている。前回の定例会でも長寿命化というのは非常に議論されてきたところもあります。一方で国がごみ政策についての大きな方向転換をしてくるということも紹介させていただきました。それは3Rとか5Rというような流れから、大型の焼却炉の建設を進めるという方向に舵を切っている。こういう現状認識をしておるわけですが、そうした国の動きについて、管理者あるいは担当事務局、どのような受け止めをされておるか、どのような認識をされておるかお伺いを致します。

事務局 長 はい、議長。

議長 事務局。

事務局 長 広域化の話かと思えます。

6番議員 国の政策の話。国の政策はどういう政策をもってきておるか、と。広域化もその政策の中に入ってくるだろうと思えますが。

事務局 長 国の方も広域化ということでお話があったと思えます。淡路地区においては広域化の検討ということで、昨年から検討委員会を立ち上げまして、広域化に向けた協議をしているところでございます。

6番議員 はい、議長。

議長 蛭子議員。

6番議員 広域化というのは一つの方法であって、それは一つの手段なんです。根本はどうなっていますかということになります。つまり、国は環境基本法なり食品リサイクル法なり、今の小池百合子東京都知事が環境大臣であったときにですね、ゼロウェイストとか、こういうごみをなくそうということを大きく打ち出してきた。ところが、最近の安倍内閣になってから大型の焼却炉に移行していこうという

大きな流れがあると思います。そのあたりをしっかりと見ていただきたい。いろんな自治体で老朽化が進んでおる段階で、これを突然として議論の中でゼロウェイストというような方向に本来なら行くべきなものを、大型の焼却炉を造るという方向にウエイトを置く自治体が増えてきているということが報告されておるんです。そういう全国的な動きについても是非認識をしていただきたい。調査、研究をしていただきたい。その流れはどこから来ているかということも含めて、勉強していただきたいというふうに思っているわけです。その点どうですか。

管 理 者 議長。

議 長 はい、管理者。

管 理 者 はい。今蛭子議員のおっしゃったところというのはですね、実は2つの方向があると私は思っております。国は引き続きリサイクル、再生という形を捨ててはではなくて、いろんな技術開発をしているわけですが、一方でこれまでやってきたRDF化、あるいはバイオマス、堆肥化それぞれに行き詰まりを見せているというのも事実でございまして、RDFにしろ堆肥にしろ、使い道がなかなか出てこないということもございまして、バイオマスの方もなかなかコスト的に合っていないというようなところで、それができないのであればダイオキシンの問題もありますので、綺麗に燃やしてしまおうということで、ある意味やむを得ず大きな施設にいつているということがあるというふうに私は認識しております。自治体としてどういうふうに取り組むのかということからはこれから、私も着任したばかりでどういうふうになっているのかさらに色々確認していくところがあると思いますけれども、基本的には小規模な自治体でございまして、リサイクルの道はきちっと追求していくべきだろうというふうには思っております。その中で、どうしても出口が見えないという場合には、中途半端な施設で燃焼していろんな問題が出ていけませんので、そういうことにならないように最善を尽くすということだろうと思っておりますので、突き詰めて言えばおっしゃるとおり、よく勉強しようということだろうと思っておりますので、ぜひまたご一緒に議論させていただければと思っております。よろしくお願い致します。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 初めて議論が噛み合ったという実感を今持ちました。嬉しく思います。そういうことなんですよ。もう一つ言えば、生ごみの中でも食品残渣の問題がものすごく大きいですね。フランスでは残渣廃棄禁止法みたいなものまで作って、例えば外食産業であったり、コンビニエンスストアみたいな産業であったり、そういうもので本来なら賞味期限とか消費期限、店の商品としては売りにくいけれども、それを貧困な方々に食べていただくという、ヨーロッパでは移民の方も多いですし、腐っていたりしたらだめですよ、でもその中で選択をして食べられるものがあるのにそれを捨てているという状況がある。これはやっぱりよろしくない。あるいは観光施設をたくさん持っている南あわじ市だったり洲本市であったり、あるいは学校給食で出た残渣をどうするのかだったり、こうしたものを燃やしてしまうというのはやっぱりまことにもったいない。そして南あわじ市の場合もう一つ言えば、洲本市もそうですが、農業に取り組んでいる地域であればそれを堆肥化する、肥料化する。こういうことを通じてリサイクルを上げて化学肥料に頼らない農業、そういうものに生きてくる。活用の仕方によれば、養殖の魚にもしていただける。いろんな活用の仕方があるので、ただ燃やしてしまうのは非常にもったいない。まさにそこに資源の活用があるんだということが大事だと思うんですね。その点今後も議論を重ねて、それぞれの行政の考え方もあるんですけども、ただ広域化を検討し始めて、広域化に一路邁進ということだけはやめてほしい、こういうことを申し上げておきます。協議の方向はどうなっていますか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 今ご承知のとおり、夕陽が丘クリーンセンターとやまなみ苑ということで、2つの施設がございます。昨年市長会においても広域化に向けての検討をすべきということで受けまして、三市の方で検討会を立ち上げて協議しているところでございます。それにつきましては、具体的には市長会は報告しておりませんが、今後いろんな面で

協議しながら報告して進めていかないといけないというような考えでございます。以上です。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 つまりもう広域化というゴールを決めて邁進するというやり方は違うんじゃないかということをお願いなんです。そのところをはっきりさせないと、市長会で方針が出されたからそれに向けてどのようなやり方があるかということを議論するというのはやっぱり違うのではないかと。その背景にあるのは、広域化を進めなければ新たな焼却場を造るに当たっては補助金が出ないというような縛りがかかっているというふうに聞いておるんですが、その点いかがですか。

事 務 参 事 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 参 事 今蛭子議員がおっしゃったように、補助金の対象となるものがそういう方向とか、発電やバイオマスといった付加価値をつけることによって補助金が出るという形でございます。ただ、私は蛭子議員のおっしゃる生ごみというのは主要課題として思っていますけれども、まずはこの焼却施設に入るまでの分別の仕方の中で処理していくのが大事だと思います。というのは、この施設であっても生ごみとその他の一般ごみをここで分別するというのは、それはちょっとできないです。市民の協力を得ながら生ごみと一般焼却ごみ、資源ごみの分別という、そこが大きな問題であろうかと思えます。ですから、全く焼却量がゼロということにはなかなか現状からはできないというふうなこともございますので、規模等いろんなことを今後検討する必要あるかと思えますけれども、生ごみについては入ってくる前に堆肥化なりに持って行くような施策をどういうふうにやっていくのかということも平行して議論していく必要があるのかなと私は思います。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 それぞれ、その中身について研究・検討していただきたい。あるいは広域化の検討の中身の議論も情報公開していただいて、市民参加型の議論を大いに進めていただきたいというように思っておりますが、その点だけ、最後にお答えいただけますか。

事 務 局 長 はい、議長。

議 長 事務局。

事 務 局 長 議員言われたように、それらも市民と対話しながら検討していきたいとこのように思っております。

6 番 議 員 はい、終わります。

議 長 蛭子議員の一般質問が終わりました。10分間休憩してほしいという要望がありましたので、10分間休憩致します。

(休憩 10:50～11:00)

議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に日程第3、議案第1号平成29年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてを議題と致しますが、管理者側より、議案の一部に誤りがあり、正誤表の提出の申し出がございました。正誤表については皆様方のお手元に配布してございますので、正誤表のとおり訂正した内容で審議することと致します。それでは、朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。失礼いたします。議案第1号平成29年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきましては、事務局からご説明申し上げます。

議 長 事務局。

事 務 局 長 先程議長より報告がありましたように、議案の一部に誤りがあり

ましたこと、まことに申し訳ございません。今後は二度とこのようなことのないよう、事務局一同、事務事業執行に慎重を期す所存でございますので、どうかよろしくお願い致します。

それでは、議案第1号平成29年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。予算第1条では歳入歳出予算の総額を3億9,695万5千円と定めております。第2条では地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債について第2表地方債のとおり起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。第3条では地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を1千万円と定めております。

まず、歳出よりご説明申し上げますので10ページをお開き願います。1款1項1目議会費で40万円を計上、予算の内訳は報酬35万4千円のほか、需用費、役務費等の事務費4万6千円を計上致しております。次の12ページにまいりまして、2款1項1目一般管理費に3,434万3千円を計上、予算の内容といたしましては、1節で管理者等の報酬7万8千円、2節から4節で職員3名に係る人件費の給料等で2,287万9千円、その他一般管理経費として賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、次のページの委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等の物件費4,45万7千円を計上しております。19節負担金補助及び交付金では592万9千円で、その主なものは退職手当組合にかかる負担金565万6千円を計上、27節公課費には公害防止法によります汚染負荷量賦課金100万円を計上致しております。続いて2目清掃施設費には3億6,137万8千円を計上、その内容といたしまして、1節で嘱託職員6名分の報酬1,746万円、2節から4節で職員7名分の人件費の給料等で5,133万6千円を計上、次の17ページでその他施設維持管理経費として旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費で1億5,258万4千円、15節施設の補修工事費1億1,700万円、次の19ページ19節負担金補助及び交付金2,290万8千円で、その内容は大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金とごみ処理施設調査研究の補助金、派遣職員人件費負担金でございます。27節公課費には自動車重量税9万円を計上いたしております。次に20ページをお開き願います。監査委員費には1万5千円を計上いたしております。内訳は報酬1万円と需用費5千円でございます。次に3款1項公債費でございますが、51万9千円を計上致しております。1目元金償還では47万円、2目利子償還で

は4万9千円で大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金に係るものでございます。次に4款1項予備費は前年度と同額の30万円でございます。

続きまして、これらの歳出に充当致します歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。1款1項1目分担金には2億2,982万7千円を計上、2款1項1目ごみ焼却手数料は1億740万円の計上で当施設に直接搬入されるごみ量1万700トンを見込んでの処理手数料でございます。次に3款1項1目利子及び配当金、並びに5款1項1目繰越金は単位を計上いたしております。次の8ページにまいりまして、6款の諸収入、1項1目ごみ焼却処理受託事業収入ですが、9ページに出ております金額が前年度の数字420万円となっておりますが、正誤表のとおり金額460万円を計上しております。これは淡路広域行政の粗大ごみ可燃性残渣焼却処理受託収入でございます。2項1目組合預金利子に1万6千円、3項1目雑入は洗車場管理に係る費用と職員共済組合からの定期健康診断に係る助成金、自動販売機設置契約に係る費用をそれぞれ計上いたしております。次に7款1項1目組合債で、5,400万円を計上いたしております。なお、22ページには地方債の現在高に関する調書を、さらに23ページから25ページに給与費明細書をそれぞれ添付致しておりますのでご参照ください。

以上で平成29年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。なにとぞ慎重ご審議を賜り、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件について、ご質疑・ご意見等はございませんか。

8 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 8ページの組合債5,400万円について伺います。これは本日出してもらっています施設運営方針の収支の推計の別紙1でいくと、こういうのが入ってなかったのが、別紙2とか見直しの中で出てきておるわけですけれども、こういうものを借りの方が負担が少ないという前提で熟慮されてこういう形になっておると思うんです。結局これを借りることによって負担金なり起債残高なり積立残

高なりに影響が出ておると思うんですけど、こういうふうに見直した経緯というか目的というか、そこら辺を説明いただけますか。

議 長 事務局。

参 事 はい。これは平成29年度から国の方で公共施設等の適正管理の推進事業債というものがございまして、その中で長寿命化事業というのが新規にできました。通常、施設の補修事業については適債性からいうと難しく、従来はなかったんですけども、昨今高度経済成長期に造ってきた橋梁であったり施設等が老朽化して、その補修をするのに自治体の費用負担が大きくなるということでございまして、これにつきましては該当事業費の90%が起債充当、30%が交付税で算入されてくるということで、これは5年間ということで、昨年末両市の財政課とうちの予算をするのに負担金の関係もございまして、色々ヒアリングを行っていった中で両市の財政もそれほど潤沢ではないし、今後交付税の再算定の見直しとか厳しくなっていくというようなことで、少しでも負担を抑制したいという意向もございまして、これは決してマイナスではないということで、とりあえず5か年そういった長寿命化のために、この施設につきましてもまだまだ十数年は確保する必要がございまして、そういったことで有利な起債制度を活用することにしたところでございます。

8 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 よく分かりました。それが妥当な選択だと思います。今、長寿命化という話がございました。前も一般質問させていただいたんですけど、やはりできるだけ今の施設を長持ちさせる、コストをかけないという意味では、それぞれの市から持ってくるごみの量が減ってくれて、現在2炉で連続運転しているものを、例えば1炉運転でもう1炉を長期で休ませるとかいうことでの長寿命化、とにかく起動回数をできるだけ減らすというのが大事だというふうに思っております。今日の一般質問であったバイオマスとか固形燃料化とか堆肥化、それぞれ大事なことなんですけれども、これも市長の認識のように、私たちもバイオマスとかバイオガスとか木質チップとか色々見てきましたけれども、なかなかうまくいっているところがなかなか

ったというのが実感でございます。もちろん畜産農家等で個別にバイオマスでガス化しているのがうまくいっているのは見たこともあります。いろんな意味でそういう部分も研究しながらですけれども、長寿命化の中で次の広域化の検討もする中でその辺は平行して研究していかないといけないですし、そういうふうに進めていただきたいと思っています。また、コンビニ残渣の活用みたいな話もありました。ただコンビニの弁当は添加物まみれなんで、そういうものは私は口に入る形というのは良くないと思っていますし、豚の餌にしたところで残渣は大丈夫なのかなという気がしたりします。とにかく選択肢を色々考えながら、基本はこの施設の長寿命化と、この議会は本来、入ってきたごみをどう処理するかというところが使命ですので、それぞれの自治体で減量化なりリサイクルなりはしっかり考えていただいて、ここへ入ってくるものを減らすというのはそれぞれの自治体の中でやってほしいなと思いますけれども、その辺市長の認識いかがですか。

管 理 者 はい、議長。

議 長 管理者。

管 理 者 はい。今ご指摘のあったとおりにかと思えます。やはりこの施設をできるだけ大事に長く使うというのが基本にあるべきというふうに思っております。特に南あわじ市に関しては非常に農業が盛んということで、工夫の余地はあるのかなと感じるところですけれども、先程おっしゃったとおりなんですけれども、これまで堆肥化、バイオマス等いろんなことを国の方も補助金出しながらやってきたりしておるんですけれども、継続的に回っていく仕掛けというものが非常に少ないということがありますので、新しい技術とかそういう動向にも目を光らせながら進めることにしつつ、特にこの施設に対しては大事に長く使うと、市の方としても出るごみを少なくしていく努力を続けていくということだろうと思っております。

議 長 よろしいですか。

8 番 議 員 はい。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 歳入のごみ焼却手数料440万円増の根拠と、それと事業所ごみと一般ごみの手数料について、まずこれの説明をお願いします。

議 長 事務局。

参 事 ごみ焼却手数料につきましては、粗大ごみの分が平成29年度から有料になるということで、その可燃分が増えるということで、その金額ぐらいは増加するだろうということでございます。ごみについては、一般家庭のごみについては、それぞれの市がごみ袋を販売しております。その量については洲本市も南あわじ市もそう大きな違いはありません。違うのは事業系のごみなんです。実はこの施設運営方針の中にも書いておりますけれども、本来この4月1日に消費税が10%に上がるというタイミングで事業系ごみについては、トンあたり1万3千円ぐらいあれば大体ランニングコスト分ぐらいはペイになると、兵庫県下の他市の状況も130円、高いところで150円というところもございます。そういったところで、手数料を見直せば税を投入せずに実費分もらえるというつもりでございましたが、消費増税が2年半延びたということで、手数料についても2年半先延ばしをせざるを得ないということになりました。その時点で、事業系ごみについては安易に税負担するのではなく、事業者そのものが負担していただくというふうなことでございます。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 事業系ごみと一般ごみの割合というのはどのぐらいですか。

議 長 事務局。

参 事 平成27年度の年間実績で、家庭ごみで1万6,338トン、事業系ごみで1万2,188トンですので、事業系のごみの割合もかなり高いということでございます。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 この事業所のごみの単価というのは、10kgいくらですか。

議 長 事務局。

参 事 100円でございます。ですので、130円にすれば採算が合う  
ということでございます。

7 番 議 員 はい、議長。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 130円で採算が合うというか、事業所は事業所でそれなりのご  
みの負担というか、税の投入せずに、事業所が事業を行って収益を  
挙げるのだから、採算ベースに乗るというか、130円なり150  
円なりに、そのあたりに料金改正すべきだと思うんですが、その辺  
と消費税と同等に考えているというお話だったんですが、まだもう  
二年ほど一般ごみと同じ単価でやられるおつもりなんですか。

議 長 事務局。

参 事 それは前の中田管理者とお話した中で、市の方でも様々な手数料  
等の見直しを行うということございました。洲本市でもそういう  
話ございました。淡路市の夕陽が丘クリーンセンターも同額です  
ので合わせたいのですが、淡路市の方についても料金改定はできな  
いということで、島内で差を付けるのは非常に難しいということ  
です。本来なら今すぐでも上げてもらえれば一番いいんですけど  
も、タイミングとしては、消費増税の時に市の色々な手数料等も見  
直されるということで、その中で対応せざるを得ないのかなという  
判断で2年半後ということで方針に掲げさせていただいております。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 よく分かりました。守本管理者、よく認識しておいてください。

議 長 管理者。

管 理 者 はい。すみません、この辺、私まだ回答能力がないんですけども、事情が分かってきましたのでよく踏まえて、基本的にはコストと料金は合わせていくべきだと思いますけれども、その手順をよく考えて参りたいと思います。

7 番 議 員 はい、終わります。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、小野議員。

1 番 議 員 6 ページの歳入の分担金で、先程説明があつて私聞き逃したのかも分かりませんが、分担金のところで前年に比べて4,330万円減になっております。これの要因をお願いしたいと思います。

議 長 事務局。

参 事 はい、これにつきましては、先程説明致しました組合債、起債ですね、これを発行することによって、ここの運営費では人件費と工事費が大きなところありますので、それに起債を充当することによって両市の分担金はその分減額になっておるということでございます。

1 番 議 員 はい、議長。

議 長 小野議員。

1 番 議 員 それで起債の5,400万円を、というお話ですね。はい、分かりました。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 はい。先程、長寿命化の中でごみの総量を減らしていけば、2炉

を1炉で交代運転できるのではないか、その可能性というような話も出ておったわけですが、あまり長く休ませるとその施設もまた傷んでくるところがあつて、例えばローテーションで1週間単位、2週間単位の連続運転というのは、そういうのをすると焼却炉というのは傷むんですか。

議 長 事務局。

参 事 基本的にはそういったことを組み合わせた中で、どれが焼却施設の延命化を図るのに効果があるのかということで、そういったことも確かにあろうかと思えます。ただ、今24時間燃焼させておりますけれども、やはりダイオキシンの問題とか、温度の上げ下げによって炉のレンガ等が劣化するというのもございますので、今のごみの量ではなかなか1炉運転はできないので、もう少し前段の分別の中で資源ごみなりそういうふうなものを排除できて、ここに入ってくるものを1炉で交代しながら運転できれば当然この施設の延命にも寄与すると考えられると思えます。

議 長 蛭子議員。

6 番 議 員 ちなみに、平成7年に事業費が45億8千万ということで挙げられておりますが、このときの起債も90%ぐらいの起債をしておるんですか。

議 長 事務局。

参 事 これについては負担自治体が直接。

6 番 議 員 それは分かっているんです。

参 事 それについては当然、財源対策ということで起債の発行を行っております。それについては既に償還が済んでいます。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、蛭子議員。

6 番 議 員     それが分かれば、起債額90なのか分からないですけども、それぐらいあるのかなと思ったんでちょっと聞いたんですけども、分からなければ結構です。

それで、これも未確認といえば未確認なんですけど、こんな話がありましてね、ちなみに参考で結構なんです、参考で。新しい炉を建設した場合にね、今どれくらいのお金が要るかという情報がありまして、都市と廃棄物という雑誌があって、2016年のナンバー7というのですね、大体1トンあたり7,700万円あたりかかるというような話があるんですね。平成7年当時その大体半額ぐらいでできているのかなと、ダイオキシン対策等のいろんなものを踏まえて高騰しているのか分からないんですけども、そうやってきたら負担も増えてきて、起債したとしても補填が30とか40であれば財政計画的に非常に厳しいものになってくる。そういうものも広域の検討会で議論されているとしたらそういう情報もあればつないでいただければと思うんですけども、いかがですか。

議 長     事務局。

参 事     平成7年当時はまだダイオキシン等の基準がなされておらず、平成8年からなったということで、この施設については薬品でそれを吸着してダイオキシンを取り除いているというような状況でございます。トンあたり7千万というような単価、規模にもよると思いますが、我々は6千万ぐらいの認識をしておったわけですけども、これにつきましてはいろんな付加価値、例えば発電設備とかバイオマスですとか、そういうものを付加していきますと補助金の率が上がるんですけども、その代わり全体の事業費も上がっていきます。今3市で今後どういうふうに進んでいくかという話の中には当然施設規模とか、どれが有効なのか、それから施設だけでなく前段でどんな取り組みができるかということも含めて協議されていくと思いますし、そういったものについては議員の先生方に情報公開なり意見交換なりして進めていくべきだというふうに考えております。

6 番 議 員     結構です、終わります。

議 長     原口議員。

8 番 議 員 17ページの光熱水費6,240万円ですけど、灯油の燃料費は燃料費のところに入っておるかと思うんですけど、光熱水費は電気、水道ということでよろしいですか。

議 長 事務局。

参 事 これは高压電力でございます。

8 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 水道というか、水はどのようになっておるんでしょうか。

議 長 事務局。

参 事 水道料金につきましては実際には月10万円を切っております。冷却水については井戸の水をくみ上げて使っております、水道でやるとかなり高額になりますので、水道は年間で100万円程度でございます。

8 番 議 員 議長。

議 長 原口議員。

8 番 議 員 井戸からの水の話ですが、水源からこちらに水を持ってこるための経費とかそういうものはかかっていないんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 水源からの経費ですけれども、それは低圧電気で月間10万円程度の料金がかかっております。このプラントで使う電気につきましては、6,600ボルトの高压電気で受電いたしまして、機器はほぼ400ボルトなんです、それで使っております。

議 長 原口議員。

8 番 議 員　　これ、なぜ聞いたかといいますと、この水源の場所とパイプラインの話なんですけれども、これは多分川のところで取っていると思います。あの周辺は今開発計画が出ているんですよね、今どこを通っているのか分からないんですが、その地上部分で工事が行われるように思うんですけれども、その対策が織り込まれているのか心配で聞いております。

議 長　　事務局。

事 務 局 課 長　　その計画については私も聞き及んでおります。田主の水路の底に、昭和40年代から使っているパイプなんですけれども、改修しながら同じ位置を通っております。その計画がもう少し具体化してきた時に、移設ですとか、建物建ってしまったて、うちのパイプが底を通るといのもあれですので、もう少し具体化してきましたら移設とか、経費負担がどうなるのかという話をしなければいけないという認識を持っております。今のところ情報としてあの辺開発されるということは聞き及んでおりますので、そのタイミングを逃さずに何らかの方策を考えたいと思っております。

7 番 議 員　　はい、議長。

議 長　　谷口議員。

7 番 議 員　　歳出で組合例規集更新費用というのが43万2千円挙げられておりますが、私ども見てないわけですが、組合例規集というのは何冊あって、差し替えされるのにこれだけ経費負担されるんですか。

議 長　　事務局。

参 事　　今ホームページ立ち上げておりますが、冊子ではなく電子データという形で、専門業者に確認をしてもらい、データ化してもらおうという委託料でございます。これはアップーの金額でございますので、条例改正の本数によって値段が違ってきます。大体このぐらいあればいけるのかなという金額でございます。

7 番 議 員　　議長。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 やまなみ苑の組合例規集って、結局ホームページの委託ということですか。例規集というと私は条例とかそういう例規集があって、ここに何冊かあって、その差し替えの費用という認識を持っていたんですが。それでやまなみ苑の組合の例規集といってもこんな薄っぺらいものではないんですかと思ったりもするんですけど。条例自身そんなに数あるのかなと。

議 長 事務局。

参 事 ここは元々旧緑町と洲本市でやっておった時、洲本市に準じるという形でできておったわけですね。平成26年に合併して、ここは洲本市ではなく独立した組合ということで、例規を全部自立で立ち上げるといようなことでやっています。そういったことで毎回この議会にも諮っておりますように、必要な条例、それから改正ということでA4の紙ベースで印刷しますとこのぐらいの冊子になっております。ここでは必要でないような規則とか条例もあるんですけども、必要な条例等については順次作っていく必要がありますので、ボリューム的にはそれなりにあります。

議 長 谷口議員。

7 番 議 員 私はそんなにごみ処理の法改正がそんなに頻繁に発生するような認識はないんですけども、そんなに毎年上位法の法改正がされて、ごみ処理の、焼却施設の改正がそんなにあるのか、まあ帰りに例規集一回見せてください。それでいいです。

議 長 事務局。

参 事 ごみだけの話ではなく、あくまで給与条例であるとか、関連するものがありまして、ごみ関係の法令はそんなに頻繁に改正されるものではないです。例えば給与条例では毎回、人勧があれば改正されていくというような話でありますので。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 議 員 はい、議長。

議 長 熊田議員。

1 0 番 議 員 派遣職員の人件費負担金が2,166万7千円となっているんですが、人数とかそこら辺教えていただけますか。

議 長 事務局。

参 事 はい。南あわじ市の方から3名、施設の職員がこちらに継続して来ております。これについての基本給の部分とか扶養手当とかそういう部分については南あわじ市から直接払っておりまして、時間外手当とか特勤手当とかそういった部分についてはこちらから支払っております。ですから19節の人件費負担金では、3名分の基本給の分と出勤日数に関係なく支払う分になります。

1 0 番 議 員 はい、議長。

議 長 熊田議員。

1 0 番 議 員 16ページでも嘱託職員というのがあるんですが、毎年嘱託しているんですか。それとも何年かまとめてやっているんですか。契約状況を。

議 長 事務局。

参 事 基本的には年契約という形です。以前は1日だけ空けて臨時職員のままで引っ張っておったんですけども、地方公務員法からいうと問題があるということで、ここではいろんな機械やクレーン等を使ったりするので、そういう技術を熟知した中で継続してやっていただくということで一昨年前から嘱託化をしたということでございます。これについては監査委員の方からも身分が不安定な状況で雇用するのはどうかという話もございました。これについても幾分か年数によって昇給もしていくという制度で、少しでも職員の待遇改善をして士気の向上を図って参りたい、そういうふうな形でやっております。

10番議員 はい、議長。

議長 熊田議員。

10番議員 一応そういうことで、瑕疵がない限りは継続して囑託していくという条件の下でこういうふうに行われているということですね。

議長 事務局。

参事 はい、その通りでございます。

10番議員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

7番議員 ほかになければ、最後に一点だけ、議長。

議長 はい、谷口議員。

7番議員 職員の手当についてお尋ねするわけですが、特殊勤務手当というのは受給対象者がかなり特殊な勤務をされているとか、特殊な資格を取得されているとか、特殊勤務の内容と受給資格の方は何名おられるんですか。

議長 事務局。

参事 ごみを扱うというようなことで、3Kといっちはあれですが、そういう部分もあるということで、以前は月額いくらということであったと思うんですけども、実務1回いくらという形で、実働に対して支出しております。金額につきましても、県の市町振興課の方とも協議して、この金額で妥当かどうかということで協議した経緯がございます。これについては妥当であるという回答をいただいております。

7番議員 議長。

議長 はい、谷口議員。

7 番 議 員 ということは、結局技能職というかそういう職の方の、24時間稼働しておるからその4班の方々が通常勤務した上にこの特殊勤務手当というやつを、夜間勤務とか特殊勤務とかいうやつを資格とか関係なく全員に支給しているわけですか。

議 長 事務局。

参 事 そのとおりでございます。

議 長 はい、ほかにご質疑ございませんか。  
質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。今定例議会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 ご異議ございませんので、これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会いたします。閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。今期定例会における諸案件を滞りなく議了いたしましたことは、議員各位の慎重なるご審議の賜物でございます。衷心より深くお礼を申し上げる次第でございます。まだまだ寒い日が続いておりますが、春の訪れはもうそこまで来ております。議員の皆様におかれましては、この上もご自愛くださいませ。当事務組合の運営にご尽力を賜らんことをひたすらお願い申し上げます。まことに意を尽くしません。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、副管理者であります洲本市長より閉会のご挨拶を伺う

ことといたします。竹内通弘洲本市長。

副 管 理 者 はい、議長。失礼いたします。閉会にあたりまして一言お礼を申し上げさせていただきます。今定例会にご提案申し上げました案件につきましては、平成29年度一般会計予算でございました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、適切なるご決定をいただきました。心よりお礼申し上げます。審議の中におきまして、色々ご意見、ご注意のありました件につきましては執行にあたり、十分留意して参りたいと思っております。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、組合の運営に一層ご注意を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 ありがとうございます。

閉 会 11時43分

以上、議会のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議長

\_\_\_\_\_

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議員

\_\_\_\_\_

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議員

\_\_\_\_\_